

テクニカルデータシート

# シーカセム FLC 500

ソイルセメント用分散剤

## 概要

シーカセム FLC 500 [SikaCem FLC 500] は、優れた分散性を有するソイルセメント専用の分散剤で、固化材と建設発生土の双方に働いて、地盤改良工事における施工性改善に優れた効果を発揮します。

## 特長

1. 固化材と建設発生土双方に良好な分散性を付与します。
2. 高い分散性により、固化材と建設発生土の混合体の粘性を低下し、施工性の向上に貢献します。
3. 材料分離抵抗性が高く、均一で高品質なセメント改良土が得られます。
4. 標準使用量範囲で、セメント改良土の強度発現に悪影響を及ぼしません。
5. ソイルセメント用超遅延剤「シーカインジェクト GP 300H」と併用することで、高い流動性を長時間保持することができます。

## 主成分および物性

種類	主成分	外観	密度 (g/cm <sup>3</sup> 、20℃)
シーカセム FLC 500	ポリカルボン酸エーテル系化合物	赤褐色液体	1.03 ~ 1.12

## 用途

- 各種ソイルセメント改良土の流動性の確保と施工性の改善
- 地盤改良工事における、噴射攪拌工法や機械攪拌工法の施工性の改善

## 使用量と使用方法

1. シーカセム FLC 500の使用量は、固化材質量の1.0%を標準とし、0.1～5%程度の範囲で目標の流動性が得られるように、試し練りによって定めてください。特に固化材の種類、配合、使用材料（特に土の種類）および施工環境などによって、使用量は変化する場合がありますのでご注意ください。
2. シーカセム FLC 500は、練混ぜ時に原液のままか、適度な濃度に希釈してご使用ください。
3. シーカセム FLC 500は練混ぜ水の一部となりますので、使用量に応じて練混ぜ水を補正してご使用ください。なお、固化材が混合された泥土などに後から添加する場合は、水と固化材の比率が大きくなるために、強度が若干低下する場合がありますのでご注意ください。

## 使用及び取り扱い上の注意事項

1. 本製品を推奨する使用量の範囲外で使用する場合は、あらかじめ試し練りで性状を確認するか、弊社営業担当に別途ご相談ください。
2. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
3. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ、200～300mlの水を飲み、医師の診察を受けてください。
4. 皮膚に付着した場合は、直ちに水と石鹼で十分に洗い流してください。いかなる場合にも有機溶剤を使用しないでください。刺激が続くようであれば、医師の診察を受けてください。
5. 目に入った場合は、直ちにまぶたを開き流水で15分以上洗い流した後、眼科医の診察を受けてください。
6. 廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた廃棄業者に処理を委託してください。
7. 本製品は他の混和剤や雨水・異物等の混入がないように、また凍結しないように保管してください。(凍結温度：0℃) なお、凍結した場合は、温めながら静かに攪拌し、融解させてからご使用ください。
8. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート(SDS)をお読みください。
9. 弊社製品が、ご使用の用途に適していることを事前にご確認ください。また本製品の目的外での使用、不適切な使用等に起因する結果につきましては、弊社は責任を負いかねます。

## 荷姿

バルク

### 規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

### 免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・パールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。